

施策評価シート (平成28年度の振り返り、総括)

作成日 平成29年 06月 27日

施策 No.	31	施策名	農業の振興
主管課名	農政課	電話番号	0285-83-8137
関係課名	生産調整推進室 農業委員会事務局		

施策の対象	市内の農業従事者								
対象指標名	単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	31年度見込
農業就業人口	人	6,089	6,089	6,089	6,089	6,089	4,700	4,700	4,100
農家戸数	戸	4,355	4,355	4,355	4,355	4,355	3,741	3,741	3,213
耕地面積	ha	8,714	8,699	8,682	8,652	8,632	8,597	8,571	8,587

施策の意図	<ul style="list-style-type: none"> 優れた経営感覚と技術を持つ、認定農業者等を育成するとともに、農地の集積を図り農業経営の安定と効率化を推進する。 首都圏に位置する有利性を活かし、米麦・園芸作物・畜産等収益性の高い農業生産構造の確立を図る。 農業・農村の健全な発展のため、農業基盤や農村生活環境の整備を促進し、多面的機能の維持向上に努める。 								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者数、営農集団数、家族経営協定締結数、6次産業取組経営体数は農政課データによる。 担い手が農用地の利用に占める面積の割合は、担い手への農地集積率で農政課データによる。 <p>補足事項に追加説明あり</p>								
成果指標名	単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	31年度基本計画目標値
認定農業者数(集団を含む)	人	625	560	461	426	475	533	544	670
営農集団数(集落営農組織)	集団	38(12)	38(12)	38(12)	38(12)	39(14)	39(14)	39(14)	42(13)
担い手が農用地の利用に占める面積の割合	%	45.3	42.7	41.1	46.1	49.9	54.9	55.5	50
荒廃農地	ha	34.8	41.2	34.7	31.1	26.5	25.9	23.9	15
エコファーマー数	人	906	873	739	609	399	382	35	620
家族経営協定締結数	戸	168	172	176	178	187	195	204	190
6次産業取組経営体数	経営	-	-	-	7	8	9	10	9
いちご生産量	t	7,286	7,684	6,692	6,941	6,996	6,865	7,047	7,000

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 市民：地産地消に取り組む。生産者と農業団体は、「経営の効率化」「流通対策」及び「農産物の高付加価値化」などに取り組む。 行政：地域の担い手の育成確保に努め、農地の有効利用と農業経営の安定を促進し、農業・農村の活性化を図る。 								
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

1. 認定農業者数は、経営所得安定対策の制度改正により、平成26年度は475経営体、平成27年度は533経営体、平成28年度は544経営体と増加傾向にある。

2. 営農集団数は39経営体と新規の設立はなく前年度と同数であったが、法人化や新規設立を希望する地区の動きがある。

3. 担い手への農用地の集積状況は、55.5%で前年度より0.6ポイントの増加で、平成31年度基本計画目標値50%を上回っている。平成26年度に栃木県農地中間管理機構が設立され、農地の貸し手に対し機構集積協力が交付されることになり、平成26年度は8.1ha、平成27年度は20.0ha、平成28年度は39.3haと機構による集積が増加している。

4. 荒廃農地は農業委員会が毎年現地調査を実施しており、所有者に対し復旧指導を行なっていることにより、平成26年度は26.5ha、平成27年度は25.9ha、平成28年度が23.9haと年々減少している。

5. エコファーマー数は年々減少傾向にあり、平成26年度は399人、平成27年度は382人、平成28年度は5年間の認定期間満了に伴い大半の者が再認定していないことから35人と大幅な減少となっている。

6. 家族経営協定締結数は、平成26年度は187人、平成27年度は195人、平成28年度は204人と年々増加しており、平成31年度基本計画目標値190人を上回っている。

7. 6次産業取組経営体数は、平成26年度は8経営体、平成27年度は9経営体、平成28年度は10経営体と少しずつであるが増加している。

8. いちご生産量は、平成26年産は6,996t、平成27年産は6,865t、平成28年産は7,047tと横ばいの状態である。（JAはが野取扱い分）

（2）近隣他市との比較（29年3月末の県内14市等との比較）

1. 認定農業者数544経営体が総農家数に占める割合は14.5%であり、14市中8位であった。

* 1位:大田原市23.7%、2位:那須塩原市22.7%、3位:さくら市20.1%、4位:下野市17.0%、5位:鹿沼市16.9%、6位:矢板市15.5%、7位:小山市15.4%、8位:真岡市14.5%

2. 営農集団のうち、集落営農組織数14組織が総農家数に占める割合は0.37%であり、14市中8位であった。

* 1位:小山市1.48%、2位:那須烏山市0.54%、3位:栃木市0.49%、4位:大田原市・さくら市0.41%、6位:宇都宮市0.40%、7位:鹿沼市0.39%、8位:真岡市0.37%

3. 平成27年産いちご生産量は、真岡市 6,865 t (栃木県の27.7% 全国の4.3%)
栃木県 24,800 t 全国 158,700 t

4. 平成27年産トマト生産量は2,673tであり、県内15市町中5位であった。

5. 平成27年産なす生産量は2,830tであり、県内10市町中1位であった。

（3）住民期待水準との比較

市民意向調査によると、

1. 「農業の盛んなまち」というイメージを持つ人は、平成26年度は10.6%、平成27年度は9.9%、平成28年度は9.6%であった。

2. 力を入れてほしい施策で「農業の振興」を挙げた人は、平成26年度は13.8%、平成27年度は12.8%、平成28年度は10.8%であった。

28年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

1. 経営所得安定対策の制度見直しにより、ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）及び、ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）の交付対象者が、認定農業者・集落営農・認定新規就農者に改正されたため、新規認定者や期限到来者への更新認定を推進し認定農業者等の確保に努めた。
2. 芳賀農業振興事務所・JAはが野と連携し、集落営農の組織化を希望する地区へ出向き、説明会や座談会を開催し推進を図った。
3. 平成26年度に県農地中間管理機構が設立され、農地中間管理事業について市農業公社及び、農業委員会と情報を共有しながら担い手への農地の集積に努めた。
4. 新規就農者等の育成確保を図るため、新規事業として、新規就農者経営支援事業・農業施設バンク・空き施設等有効活用促進事業・新規就農者フォローアップ事業を実施するとともに、国の事業である青年就農給付金等を活用し、経済的・技術的支援を行った。
5. 農地の集積・集約化を図るため、新規事業として、農用地集約化モデル地区事業を実施し、担い手農家と協力をした農地所有者に対し奨励金を交付した。（平成28年度 集積面積：28.8ha、奨励金額：573万5千円）
6. 園芸作物の振興と日本一のいちご生産量を継続するため、新規事業として、いちご・園芸作物生産施設整備支援事業を実施し、新規導入や生産規模拡大を目指す農業者に対し、生産施設整備費の一部を補助した。
7. 真岡市人・農地プラン検討会を2回開催し、「人・農地プラン」における担い手を31人追加した。
8. 6次産業化については、芳賀農業振興事務所・芳賀郡内の市町・農村レストランなどの関係機関団体で組織する「芳賀地域6次産業化加工研修会」に参加するなど調査研究を行った。新たに、1経営体が6次産業の取り組みを開始した。
9. 畜産の悪臭等の防止のため、消臭剤や殺虫剤の購入費用の一部を酪農組合・養豚組合・養鶏組合に補助した。
10. 食育・地産地消の推進は、「第2期真岡市食育推進計画」に基づき、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事の摂取などを推進したほか、平成29年3月には「第3期真岡市食育計画」を策定した。学校給食において、とちぎの地産地消給食推進事業により、県産農産物のニラと豚肉を使用した副食を、市内中学生を対象に6日間提供した。また、生産者との交流事業として、ニラ農家を講師に迎え、中村中学校の2学年を対象に「農家の魅力について」と題し授業を行った。さらに、市内外のイベントで地元産コシヒカリの無料配布などを行いPRに努めた。
11. 平成28年1月の降雪被害による施設復旧等補助については、27件の申請に対し補助を行った。
12. 農業委員会は荒廃農地の実態調査を実施のうえ、解消に向けた指導を行い、5.2haが解消されたものの、新たに3.2haの荒廃農地が発生した。
13. 土づくりや化学肥料・化学農薬の低減など環境に配慮した、環境保全型農業に2経営体が6.18ha取り組んだ。また、エコファーマーが減少している理由としては、5年間の認定期間満了後、エコファーマーのメリットが少ないため再認定しないことが要因となっている。
14. 農業生産基盤整備の圃場整備については、平成27年度に「鬼怒川西部地区」が終了し、引き続き「石島地区」を実施し、優良農地の確保に努めている。新規地区として、「間木堀地区」、「堀内西の台地区」の畑地帯及び、「高間木・伊勢崎・八木岡地区」の江川沿岸地区の整備についても、関係者に説明会を開催し事業推進を図った。また、各土地改良区が管理する水路や揚水機場などの水路施設整備について、国・県の補助事業や市単独の補助事業により支援した。
15. 農業・農村の持つ多面的機能の維持向上を図るため、多面的機能支払交付金を活用して2地区が、農業用水路や農道等を維持管理するため地域の共同作業として取り組んだ。

28年度の
評価結果

28年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

1. 国の「新たな農業・農村政策」改革により、平成27年産からナラシ・ゲタ対策の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定新規就農者となったため、引き続き、認定農業者等の育成・確保を推進し、農業者の所得増加に努める。
2. 農地の有効利用や効率化を図るため、県農地中間管理機構・市農業公社を積極的に活用するとともに、市単独の農用地集約化モデル地区事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図る。
3. 担い手の育成については、新規就農者やIUJ農業者等に対して、市単独事業の新規就農者育成確保事業及び、国の青年就農給付金や各種補助事業等を積極的に活用することにより、経済的・技術的支援を行い、担い手の育成確保を図る。
4. 園芸作物については、県・JA等関係機関と連携を図り、作付面積の拡大や品質向上に努め、産地づくりを図るとともに、市単独事業のいちご・園芸作物生産施設整備支援事業により、いちごや園芸作物の新規導入や生産規模拡大を目指す農業者に対し、生産施設整備費の一部を補助することにより、園芸作物の振興と継続のないちご生産日本一を目指す。
5. 各種イベントを通して、真岡市産農産物のPRを図り、消費拡大に努め、特にいちごについては「いちごまつり」を開催し、「いちご日本一のまちもおか」の情報を広く発信する。
6. 6次産業化については、市のホームページなどで情報の提供や制度の周知を図る。
7. 畜産については、飼料価格の高騰など厳しい状況にあるため、配合飼料価格安定基金への積立や畜産公害対策に対し支援する。
8. 食育については、第3期真岡市食育推進計画に基づき、食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と人間性豊かな生活を実現するため各種施策を実施し、毎年、計画の進行管理を行なう。
9. 地産・地消の推進については、学校給食センターにおいて地元産農産物を給食の食材として利用促進を図る。また、米飯給食の地元産コシヒカリの使用や米粉パン導入への支援を行なう。
10. 荒廃農地は、農業委員会が現地調査に基づき、所有者に対して復旧指導を行うとともに、担い手への農地の利用集積を推進して解消に努める。
11. 農業生産基盤整備の実施地区については、引き続き支援する。また、農業水利施設の老朽化に伴い、修繕や更新を要する地域については、関係土地改良区と連携を図り、国・県・市などの補助事業を活用し整備を促進する。

【市長公約に関連する事項】

1. 園芸立国もおかの推進
関係機関と連携を図りながら、農業者及び生産団体等に対し、国や県の補助金の活用についての助言及び、「園芸立国もおかの推進」の実現に向け、市独自の支援策を調査・研究する。
2. 全国いちごサミットの開催
日本一の産地としていちご生産をリードする本市において、主産地の関係者が一堂に会し、生産技術の向上や消費拡大など、将来のいちご産業について考える「全国いちごサミット」を開催する。
3. チャレンジファーム事業の推進
新規就農者を育成・確保するための既存の支援策と、「園芸立国もおかの推進」の実現に向けて新たに検討する支援策等を融合させた濃密な支援制度を構築する。
4. 真岡式グリーンツーリズム
園芸農家等に宿泊し、農業体験を通じて、本市の収益性の高い、稼げる農業を知ってもらおうと同時に、本市の魅力についても実感してもらい、本市への移住・本市での起農に繋げていく。

補足事項

成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)の補足説明

1. 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度である。
2. 荒廃農地は、農業資源である農地の良好な保全と活用のための指標である。(農業委員会データ)
3. エコファーマー数は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)に基づき土づくりや化学肥料・農薬低減等、環境を重視した農業、環境保全に向けた農業の指数であり、栃木県が認定している。(栃木県資料)
4. 家族経営協定は、家族で取組む農業経営について、経営の方針や家族一人一人の役割、就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めを行い、家族内での協定を締結するものである。
5. いちご(JAはが野調べ)、トマト、なす(農林水産関係市町村別統計)生産量は、真岡市を代表する農産物の生産量である。